

## 少子化対策地域評価ツール活用検討会設置要綱

平成22年4月1日	施行
平成22年8月30日	改訂
平成24年3月1日	改訂
平成26年4月1日	改訂
平成27年4月1日	改訂
令和5年5月1日	改定

### (目的及び設置)

第1条 八王子市における少子化の要因や課題を分析するため、少子化対策地域評価ツールを活用した地域アプローチに取組み、その成果を全庁で共有することを目的に、「少子化対策地域評価ツール活用検討会」(以下「検討会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 少子化の現状把握や情報の収集・共有に関すること。
- (2) 少子化対策地域評価ツールの活用による八王子市の地域特性の把握及び分析に関すること。
- (3) 地域特性や課題を踏まえた少子化対策の対応方針(案)の検討。
- (4) その他、必要な連絡調整に関すること。

### (組織)

第3条 検討会は、座長、副座長及び委員をもって組織し、それぞれ、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (座長及び副座長)

第4条 座長は検討会の議事進行を行う。

- 2 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会は、座長が必要に応じて招集する。

### (幹事会)

第6条 検討会の所掌事項を専門的に検討するため、検討会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び委員をもって組織し、それぞれ、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 4 幹事長は、幹事会において検討した事項を検討会に報告する。

### (連絡会)

第7条 幹事会での検討をより具体的なものにするため、幹事会に連絡会を置く。

- 2 連絡会の所掌事項は、第2条に関する連絡調整とする。
- 3 連絡会の組織及び構成員は、別表第2に掲げる所管課の主査又は主任1名とする。

(意見聴取)

第8条 検討会の会議及び幹事会の会議は、必要がある場合に、検討会及び幹事会の構成員以外の者の出席を求めて意見を聴取することができる。

(事務局)

第9条 検討会に事務局を置く。

2 事務局長は、子どものしあわせ課長をもって充てる。

3 事務局の庶務は、子ども家庭部子どものしあわせ課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月 日から施行する。

別表第1

座長	子ども家庭部長
副座長	都市戦略部長
委員	デジタル推進室長、総合経営部長、市民活動推進部長、生活安全部長、福祉部長、健康医療部長、産業振興部長、都市計画部長、まちなみ整備部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長

別表第2

幹事長	子どものしあわせ課長
副幹事長	都市戦略課長
委員	広報プロモーション課長、デジタル推進室デジタル推進担当主幹、経営計画課企画調整担当課長、協働推進課長、男女共同参画課長、防犯課長、福祉政策課長、健康医療政策課長、保健福祉センター館長（1名）、保健対策課長、子どもの教育・保育推進課長、保育幼稚園課長、子育て支援課長、青少年若者課長、子ども家庭支援センター館長、産業振興推進課長、都市総務課長、交通企画課長、市街地活性課長、住宅政策課長、公園課長、教育総務課長、地域教育推進課長、教育指導課長、統括指導主事（1名）、放課後児童支援課長